

使用前検査申請内容の変更について

発室発第177号
令和4年3月24日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村 松 衛

令和2年4月17日付け発室発第18号をもって申請しました東海第二発電所使用前検査申請書の記載事項を変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請番号

発室発第18号（令和2年4月17日）

(変更前)

原子力発電工作物の概要	別紙のとおり 工事計画の認可番号及び認可年月日 原規発第1810181号、20180920保第6号 平成30年10月18日
検査希望年月日	(一号) 自 令和2年 5月15日 至 令和4年 8月
	(三号) 自 令和2年 5月15日 至 令和4年10月
	(五号) 令和4年12月*
使用開始予定年月日	令和4年12月*
原子炉等規制法第43条の3 の11第1項の検査のための 申請をした場合はその年月日	令和2年4月17日

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た(令和2年1月28日付け発室発第99号)
発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

(変更後)

原子力発電工作物の概要	別紙のとおり 工事計画の認可番号及び認可年月日 原規規発第1810181号、20180920保第6号 平成30年10月18日
検査希望年月日	(一号) 自 令和2年 5月15日 至 令和6年 5月
	(三号) 自 令和2年 5月15日 至 令和6年 7月
	(五号) 令和6年 9月*
使用開始予定年月日	令和6年9月*
原子炉等規制法第43条の3 の11第1項の検査のための 申請をした場合はその年月日	令和2年4月17日 令和4年3月24日

※ 法第43条の3の8第3項の規定により届け出た(令和4年2月28日付け総室発第94号)
発電用原子炉施設の工事計画における工事の終了期日としている。

(変更前)

別紙

東海第二発電所

原子力設備

- ・ 原子炉冷却系統設備
- ・ 計測制御系統設備
- ・ 燃料設備
- ・ 放射線管理設備
- ・ 廃棄設備
- ・ 原子炉格納施設

附帯設備

- ・ 非常用予備発電装置

(変更後)

別紙

東海第二発電所

原子力設備

- ・原子炉冷却系統設備^{※1}
- ・計測制御系統設備
- ・燃料設備
- ・放射線管理設備
- ・廃棄設備
- ・原子炉格納施設^{※2}

附帯設備

- ・非常用予備発電装置

※1：原子炉冷却系統設備の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」，「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」，「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系ポンプ C～低圧代替注水系残留熱除去系配管 C 系合流点」，「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系配管分岐点」，「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，「A 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053A」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053B」，「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」，「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「弁 E12-F050B～再循環系ポンプ B 吐出管合流点」については，新たに工事計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号、2 0 2 1 0 3 1 8 保第 1 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 8 0 号）を行った範囲を，本申請から除く。

※2：原子炉格納施設の原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部「X-101A, X-101B, X-101C, X-101D」については、新たに工事計画の認可（原規規発第2109295号、20210318保第15号）を受け本申請とは別の申請（令和4年3月24日付け発室発第180号）を行った範囲を、本申請から除く。

2. 変更理由

申請対象となる原子力発電工作物の一部変更※に伴い、「原子力発電工作物の概要」を変更する。
また、工事工程の変更に伴い、「検査希望年月日」並びに「使用開始予定年月日」を変更する。
併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合はその年月日」の申請日を追加する。

※：令和3年9月29日付け原規規発第2109295号、20210318保第15号にて認可された工事計画の設備について、本申請対象から除き令和4年3月24日付け発室発第180号にて検査を受検する。

工事の工程に関する説明書（変更前）

項目	年月	令和 2 年		令和 4 年				
		5 月	6 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月
原子炉設備			△					
・ 原子炉冷却系統設備		← 使用前検査（一号） →						
・ 計測制御系統設備								
・ 燃料設備					▲			
・ 放射線管理設備		←		使用前検査（三号）			→	
・ 廃棄設備								
・ 原子炉格納施設								
・ 非常用予備発電装置								◆ ← 使用前検査（五号） →
附帯設備								

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能を確認する検査

◆ 総合的な性能を確認する検査

工事の工程に関する説明書（変更後）

項目	年月	令和 2 年		令和 6 年				
		5 月	6 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
原子炉設備			△					
・ 原子炉冷却系統設備		← 使用前検査（一号） →						
・ 計測制御系統設備								
・ 燃料設備					▲			
・ 放射線管理設備		←		使用前検査（三号）			→	
・ 廃棄設備								
・ 原子炉格納施設								◆
附帯設備							← 使用前検査（五号） →	
・ 非常用予備発電装置								

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能を確認する検査

◆ 総合的な性能を確認する検査